平成２１年（フ）第５３６５号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目９番８号　フェニックス406
債務者　佐藤　利恵
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３６８号
大阪市淀川区木川西１丁目５番17―606号
債務者　脇野　京香
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３７０号
大阪市淀川区木川西４丁目４番２―711号
債務者　中川　　実
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３７９号
大阪府東大阪市俊徳町５丁目10番12号　マンションサンヒルズ302号
債務者　岡嶋　文代（旧姓久米）
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３８６号
大阪府東大阪市高井田西２丁目９番15号
債務者　森本　光彦
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５３９０号
大阪府四條畷市米崎町12番36号
債務者　折笠　公平
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４０６号
大阪府守口市平代町８番21号
債務者　石川　郁子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４０９号
大阪府貝塚市澤717番地の２コスモ二色の浜２―305号、前住所大阪府泉大津市助松町１丁目１番25号
債務者　森　　成子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５０３号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地２棟504号
債務者　江場　亮司
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５０４号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地２棟504号
債務者　江場菜津美
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５５０号
大阪府岸和田市大町４丁目25番４―514号
債務者　熊之細トミ子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５７１号
大阪府和泉市池上町４丁目12番39号
債務者　塩田　重子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５７４号
大阪府和泉市阪本町378番地の26、前住所大阪府堺市南区鴨谷台３丁２番10―104号
債務者　松村久美子（旧姓岩田）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５７５号
大阪府泉南郡熊取町七山３丁目1011番地の１―404
債務者　岡本　治郎
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５７７号
大阪府和泉市府中町４丁目18番１―401号、前住所大阪府和泉市府中町881番地の４
債務者　阪口　芳昭
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５８０号
大阪府和泉市いぶき野３丁目５番６―505号
債務者　中川　浩一
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第５９９号
大阪府岸和田市小松里町1126番地の４レオパレスＧＲＥＥＮ202号
債務者　中川　好美（旧姓福永）
1　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係